

7 高教福第1852号

令和8年3月19日

各県立学校長 様

教 育 長

(公 印 省 略)

教職員の服務規律の確保について (通知)

私たち公務員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないことはいうまでもなく、特に教育公務員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

しかしながら、近年、不祥事が相次いで発生し、児童生徒性暴力等を含めた不祥事防止に取り組んでいるなかで、今年度は3名の正職員が懲戒免職、1名の臨時的任用教職員が逮捕され、そのうち3件がわいせつ事案となっており、本県教育界の土台を揺るがす、危機的状況となっています。不祥事を防止するためには、すべての教職員一人ひとりが、これまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、自分たちの課題として真摯に受け止め、教職員不祥事根絶ポータルサイト等を活用した校内研修等を通して各職場で共通認識を図り、不祥事の根絶に向けた取組を徹底して行っていくことが必要不可欠です。

つきましては、新年度を迎えるに当たり、別記の事項を踏まえ、貴所属の教職員に対する指導を一層徹底し、不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保について、厳正を期してください。

参考

○教職員不祥事根絶ポータルサイト

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>

二次元コード



○教職員不祥事根絶ポータルサイト (教職員専用ページ)

URL : <https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/310601/不祥事根絶に向けて>

二次元コード



【文書分類：02-03-9999】

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

教職員の服務規律の確保について（通知）

日頃から、教職員の服務規律の確保につきましては、管内教職員へ指導を徹底するとともに、不祥事の根絶に向けて継続した取組を行っていただいていることと存じます。

私たち公務員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないことはいうまでもなく、特に教育公務員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

しかしながら、近年、不祥事が相次いで発生し、児童生徒性暴力等を含めた不祥事防止に取り組んでいるなかで、今年度は3名の正職員が懲戒免職、1名の臨時的任用教職員が逮捕され、そのうち3件がわいせつ事案となっており、本県教育界の土台を揺るがす、危機的状況となっています。不祥事を防止するためには、すべての教職員一人ひとりが、これまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、自分たちの課題として真摯に受け止め、教職員不祥事根絶ポータルサイト等を活用した校内研修等を通して各職場で共通認識を図り、不祥事の根絶に向けた取組を徹底して行っていくことが必要不可欠です。

つきましては、服務を監督する各市町村（学校組合）教育委員会として、新年度を迎えるに当たり、別記の事項を踏まえ、貴管内の教職員に対する指導を一層徹底し、不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保について、厳正を期してください。

参考

○教職員不祥事根絶ポータルサイト

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>

二次元コード



○教職員不祥事根絶ポータルサイト（教職員専用ページ）

URL：<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/310601/不祥事根絶に向けて>

二次元コード



1 綱紀肅正について（公務員倫理の確立について）

教職員は、高い倫理性を有することが求められており、県民の誤解や批判を受けられることのないように努め、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、不祥事の防止に努めるとともに、服務規律の向上を図ること。

- ・ 法令等に従って適正な業務運営に努めること。
- ・ 業務の点検、見直しを常に行い、工夫・改善を加えることによって効果的、効率的な執行を図ること。
- ・ 教職員不祥事根絶ポータルサイトの活用及び不祥事防止のためのチェックリスト（「信頼される学校づくりのために」不祥事防止に向けて＜令和6年10月改訂版＞）により自己点検を行うこと。
- ・ 子どもたちや保護者・県民から寄せられている熱い期待や信頼に応えなければならない教育公務員の立場を十分認識すること。
- ・ 児童生徒の法律に反する行為を助長するような行為（例：児童生徒に酒や煙草を買い与える）は絶対に行わないこと。
- ・ 勤務時間の厳守に努めるとともに、休日等の服務についても、十分な自覚を持つこと。
- ・ 健全な私生活の保持に努め、自己を厳しく律し、教育に携わる者としての社会的信用の保持に努めること。特に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント（マタハラ）及び虐待等、児童生徒性暴力等、他者の人権を傷つける行為については、絶対に行わないこと。
- ・ 高知県職員倫理条例及び高知県職員倫理規則の趣旨を踏まえ、公務員倫理の遵守に努めること。特に、会食、贈答等の疑念を招く行為は厳に慎むこと。
- ・ 公務員のサービスの原点である宣誓書の内容に立ち返り、教職員としての役割や責務を十分に自覚すること。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

2 児童生徒の人権尊重について

児童生徒に対する体罰や児童生徒性暴力等、セクシュアルハラスメントについては、改めて再発防止に向けて日常の教育活動を再点検すること。とりわけ教育的配慮が著しく欠如している体罰や児童生徒の人権、心情を著しく阻害する言動については、「児童の権利に関する条約」の趣旨を尊重し、人間的なふれあいに基づく生徒指導に努めること。

- ・ 法令遵守の意識を高めること。特に、体罰については言葉による暴力も含め、絶対に行わないこと。

- ・ SNSや電子メール等の通信端末機を利用した教職員と児童生徒や保護者との私的なやり取りは行わないこと。

生徒指導や部活動等に関して、やむを得ず児童生徒や各家庭等とSNSや電子メール等を通じてやり取りを行う場合には、事前に学校長に許可を得るとともに、児童生徒とのやり取りの場合は保護者にも承諾を得ること。また、複数の教職員での対応を心がけること。さらに、やり取りの内容について、必ず学校長に報告を行うなど、各学校の実情に応じた適切な情報共有のシステムを構築すること。

- ・ 部活動等における指導は、児童生徒の心身の健全な育成をするという視点に立ち、児童生徒及び保護者の信頼が得られるよう適正な指導を行うこと。
- ・ 児童生徒に対する児童生徒性暴力等、セクシュアルハラスメントは、児童生徒の人権を尊重する教育環境が侵害されるばかりでなく、永く心の傷として残ることから、その防止や相談体制の確立に全教職員挙げて取り組むこと。

万一、体罰や児童生徒性暴力等、セクシュアルハラスメントが発生した場合は、被害者の人権や心情に十分配慮しながら、直ちに報告し、迅速かつ適切な措置を講じること。

- ・ 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、執務環境の見直し等による密室状態の回避や、個々の対応ではなく、校長の管理のもと組織的な教育指導体制の構築に取り組むこと。
- ・ 盗撮防止のために、教室やトイレ、更衣室等の点検や、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくこと。
- ・ 学校行事であるか否かに関わらず、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することは、原則禁止することとし、教職員に周知徹底すること。
- ・ 令和8年12月25日に施行予定の「こども性暴力防止法」（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）（日本版DBS）により、全ての教職員に対して研修や犯罪事実確認等が実施されることとなったことを踏まえ、こども家庭庁のHPに掲載されている動画やリーフレット等を活用して同法に対する理解を深めること。

3 働きやすい環境づくりについて

メンタルヘルス・ケアについての研修に努め、その重要性を十分理解するとともに、年次休暇の計画的な取得を促進するなど教職員（教育実習生も含む。以下、この項目において同じ）の健康管理に配慮し、教職員がその能力を十分に活かす機会や環境を整えること。また、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントについても、教職員一人一人が正しい認識を持ち、全教職員挙げてその防止に取り組む体制を確立すること。

- ・ 教職員のメンタルヘルスをはじめ心身の健康管理については、管理職員として十分配慮すること。
- ・ 教職員相互の信頼を高め、日頃から円滑な人間関係に配慮し、教職員一人一人が何でも相談し合い、助け合い、支え合う、また、必要に応じて指導や注意のできる風通しのよい職場づくりに努めること。
- ・ 教育活動や事務処理などについて、日々の点検と見直しを行うことにより、児童生徒や教職員の時間的、精神的なゆとりの確保に努めること。
- ・ 人権意識の浸透を図り、体罰の防止など児童生徒の人権に万全の配慮を行うとともに、教職員個々の人権への配慮にも努めること。

- ・ 管理職員をはじめ教職員一人一人が、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントは、就学環境や職場環境を著しく悪化させ、児童生徒、教職員の人格や尊厳を傷つけるものであることを認識し、その防止に努めるとともに、誤解を招く言動には十分配慮すること。
- ・ 校内組織の機能化を図り、学校が組織体として力を発揮できるように努めること。
- ・ 業務の効率的・効果的な遂行など、学校経営の充実・向上に努めること。

4 研修について

教育に携わるすべての教職員が、自己の資質向上に向け、研究と修養に努めること。また、教育の専門家としての自覚と誇りを持ち、長期休業期間中における教職員の勤務に対する県民の関心が高い中、研修の取扱いも含め、県民の批判を受けることのないようにすること。

- ・ 教職員自らが、専門知識・技能の習得、得意分野づくりや個性の伸長、豊かな見識と指導者としての視野を広げる研修を行うことは重要であることから、特に勤務時間の有効活用を図ること。そのために、校内研修などOJTの活性化はもとより、研修の場や機会、研修に関する情報を共有するなど、教職員の自主的・主体的研修を推進するよう努めること。
- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることなどを踏まえ、計画書や報告書をもとに、研修内容の把握・確認を行うとともに、地域住民や保護者等に疑念を抱かれることがないように適切な勤務時間の管理をすること。

5 情報の適正管理について

ICT機器の活用については、設置の目的や教育内容に応じた適正な利用管理を行うとともに、個人情報の適正管理について、校内管理体制を確立し、情報の重要度に応じた適切な管理に努めること。

- ・ 学校ごとに情報管理ルール of 徹底を図ること。
- ・ 公的なICT機器を活用してのインターネットやメールについては、設置の目的や教育内容に応じた適正な活用を遵守し、児童生徒や教職員の私的利用や不適切なサイトへのアクセス等の防止に努めること。
- ・ 情報公開条例の趣旨を十分理解し、説明責任を常に念頭に置き、適正な業務執行に努めること。
- ・ 個人情報保護法の趣旨を踏まえ、学校における個人情報に関する書類及び電子媒体（特にUSBメモリやメモリーカード）の管理を厳格に行うこと。
- ・ 許可を得て個人情報に係る書類等を持ち出す場合には、常に自身が保持し、車内に放置するなど盗難の危険のある取扱いは、絶対に行わないこと。
- ・ 個人情報がインターネット上等に流出することがないように、電子媒体での情報管理には特に注意すること。

6 事務処理の適正化について

事務処理や会議等の簡素・効率化を一層推進し、経理事務の適正な執行に努めること。

- ・ 予算の執行、管理に関しては、複数の教職員によるチェック体制を確立すること。
- ・ 公金に準ずる生徒会費、教材費、PTA会費等に関する通帳、印鑑の保管、管理を徹底し、執行及び決算の際には、管理職員が常にチェックすること。
- ・ 現金は、ロッカーや机等に入れて保管せず、原則として収納当日に指定金融機関等に振り込むこと。やむを得ず保管する場合は、貴重品、重要文書などを含め金庫等で確実に保管し、盗難・紛失の防止に努めること。

7 危機管理について

危機管理には日頃から十分注意し、緊急時・災害時等の対応を話し合い、対応マニュアルの徹底を図るなど、校内での役割分担を決め、教職員全体の意思統一を図っておくこと。

- ・ 学校において作成した危機管理マニュアルの見直しを随時行い、問題発生時の初期対応や緊急時・災害時の校内体制について教職員全員の共通理解を図ること。
- ・ 施設・設備の点検、安全保持には万全を期し、定期的な巡回を行い、危険箇所等については早急に対応するとともに、児童・生徒への注意喚起に努めること。
- ・ 接遇態度については、保護者や地域の人々との信頼関係を構築し、交流や連携を重視した開かれた学校づくりをすすめる視点と、不審な外来者からの安全確保に関わる危機管理としての視点の両面から、適切な対応及び学校管理に努めること。

8 交通違反等の防止について

日頃から、交通安全に関する職場研修を実施するなど、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めること。無免許運転、飲酒運転、スピード違反の交通三悪をはじめとする交通違反は絶対に行わないよう、定期的に職場全体で共通認識を図ること。

- ・ 飲酒運転（自転車を含む）をはじめとする交通規則違反は絶対に行わないこと。また、安全運転を励行し、交通事故の防止に努めるとともに、事故発生の場合は、速やかに誠実な対応をすること。
- ・ 令和8年4月1日から、道路交通法の改正により、自転車の危険運転等の違反に対して、交通反則告知書（反則金の納付を書面で通告）、いわゆる青切符の交付による取締りが開始されることに留意すること。
- ・ 自転車の酒気帯び運転と運転中における携帯電話の使用等、信号無視、無灯火、傘差し、通行が禁止された歩道や車道の右側通行など法令に違反する行為をしないこと。
- ・ 全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえ、法令遵守に努めるべき教育公務員として、どのような行動をとるべきかを自覚し、正しい交通ルールとマナーを遵守すること。
- ・ 速度違反については、自己及び他者に対する危険性の高い極めて悪質なものであり、道路交通法上重大な違反であることを認識し、防止対策を講じること。

9 政治的行為の制限について

地方公務員の政治的活動の禁止や政治的行為の制限等を定めた地方公務員法・教育公務員特例法・公職選挙法等の関係法令の周知を図るとともに、政治的中立性を疑わしめる行為をすることのないよう適切に指導すること。

特に教育公務員については、教育基本法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止されていることを自覚すること。

- ・ 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例により、国家公務員法及び人事院規則で政治的行為の制限が適用されていること。
- ・ 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をし、又はその署名運動に協力するよう勧誘することは、人事院規則違反となること。
- ・ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助することは、人事院規則違反となること。
- ・ 学校教育法に規定する校長及び教員が、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、公職選挙法違反となること。

10 その他

- ・ 地方公務員には職務に専念する義務があり、事前に許可を受けずに営利企業に従事してはならないこと。
- ・ 県税や市町村税等の租税公課等については、我々職員全員が、県民の皆様に納税をお願いする立場にあること、また、自らが教育に携わる者として児童生徒を含めた県民の模範となるべき立場にあることから、納期内納付を厳守すること。（滞納となった場合には、法にのっとり財産の差押えなど厳正な滞納処分が行われること。）
- ・ 主任制度及び手当支給については、その意義や役割について、全ての教職員の理解を深め、手当を抛出することは主任制度及び手当支給の趣旨に反するものであることを周知すること。
また、手当支給の趣旨が十分に生かされるとともに、県民の疑念が生じることの無いよう、指導の徹底を図ること。

なお、校内研修等の実施にあたっては、以下の通知及び資料を効果的に活用するなどして、実効あるものとなるようにすること。

【通知】

昭和58年1月 「主任制度及び手当支給の趣旨の徹底について」 文部省初等中等教育局長通知
平成18年6月14日付け18高教職第298号「教育公務員特例法第22条第2項の規程に基づく研修について（通知）」及び「教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修（職専免研修）についてのQ&A」
平成18年9月11日付け18高教職第 601号「学校会計の適正化について（通知）」
平成18年10月18日付け18高教職第 756号「交通法規の遵守について（通知）」
平成19年2月15日付け18高教職第1218号「飲酒運転の根絶と不祥事防止について（通知）」
平成19年10月3日付け19高教政第 765号「児童生徒引率中の服務規律の確保について（通知）」
平成23年3月3日付け22高教政第1612号「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」

平成23年7月20日付け23高教政第 562号「教育ネットの利用について（通知）」
平成24年4月9日付け24高教福第 46号「高知県教育委員会外部相談員について」
平成26年8月26日付け26高学第 793号「教職員の服務規律の確保について」（教職員と児童生徒のSNS等を通じたやり取り）

平成28年10月4日付け28高教福第725号「個人所有のポイントカードの公務での使用について」
令和3年12月24日付け3高教福第 1230号

「職場におけるパワーハラスメントの防止対策等について（通知）」

「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策等について（通知）」

「職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止対策等について（通知）」

令和5年4月6日付け5高教福第28号「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について」

令和5年5月16日付け5高教福第274号「児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について」

【参考】児童生徒性暴力等に関する研修動画等（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html



令和5年6月26日付け5高教福第475号「教職員等におけるハラスメント及び児童生徒性暴力等の防止及びその適切な対応等について」

令和5年9月14日付け5高教福第815号「教職員の懲戒処分の指針の改正について」

令和5年11月10日付け5高教福第1038号「「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」－文部科学大臣メッセージの公表について」

令和7年2月 「不祥事が与える影響（法的・社会的責任・影響）リーフレット」

令和7年5月 「飲酒運転防止リーフレット」

令和7年7月2日付け7高教福第592号「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」

令和7年7月18日付け7高教福第668号「児童生徒性暴力等の防止等に向けた取組の徹底について」

令和8年1月30日付け7高教福第1607号「児童生徒性暴力等の防止のための研修資料の活用等について」

【参考】こども性暴力防止法に関する動画・リーフレット等（こども家庭庁HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



【資料】

平成19年9月 「今、職場が変わるとき」（不祥事対策研究会のまとめ） 高知県教育委員会

平成29年4月 「活力ある学校づくり」＜改訂版＞ 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

令和5年7月 「市町村（学校組合）立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアル」

「県立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアル」

令和6年4月 「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」 高知県教育委員会

令和6年4月 「ハラスメントに係る相談を受けた際の対応の手順等」 高知県教育委員会

令和6年5月 「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」 高知県教育委員会

令和6年10月 「信頼される学校づくりのために」不祥事防止に向けて＜令和6年10月改訂版＞

高知県教育委員会

令和7年1月 「不祥事全般に共通する防止対策改訂版」 高知県教育委員会

令和7年4月 「ハラスメント対策ガイドブック」 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

●その他の通知や研修資料等については教職員不祥事根絶ポータルサイトを参照してください。

教職員不祥事根絶ポータルサイト <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>



教職員不祥事根絶ポータルサイト（教職員専用ページ）

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/310601/不祥事根絶に向けて>

